

## 第 6 2 0 回

### 東京都青少年健全育成審議会

※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

平成 2 4 年 2 月 1 3 日（月）

午後 3 時 3 0 分開会

○青少年対策担当部長 出席予定の委員の皆様がおそろいでございますので、会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまから第 6 2 0 回健全育成審議会を開催いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○青少年課長 今回は、「NICHIBUN COMICS KAREN COMICS ワンコ発情中」ほか合計 4 誌の不健全図書類の指定です。よろしく申し上げます。

お配りしてある資料の 1 ページ、諮問の第 9 9 7 号になります。諮問図書類は、2 ページの合計 4 誌でございます。この 4 誌につきましては、1 月 1 0 日から 2 月 7 日までの間に、都内のコンビニ・書店等で購入しました合計 1 2 1 冊のうちから、基準に基づきまして、候補として選定したものでございます。

1 番目は、「NICHIBUN COMICS KAREN COMICS ワンコ発情中」、平成 2 4 年 1 月 1 0 日、株式会社日本文芸社の発行です。

2 番目は、「BAMBOO COMICS COLOFUL SELECT やわらかおんなのこ」、平成 2 4 年 2 月 1 0 日、株式会社竹書房の発行です。

3 番目は、「背徳人妻 火遊び失樂園」、平成 2 4 年 2 月 1 日、株式会社ぶんか社の発行です。

4 番目が、「三オムック vol. 4 5 3 裏ワザ大全 2 0 1 2」、平成 2 4 年 1 月 1 日、株式会社三オブックスの発行です。

なお、これらのうち 2 番目の竹書房につきましては、平成 2 3 年 4 月以降、2 回指定をされております。

購入場所は 1 番目、2 番目、4 番目が書店、3 番目については、書店及びコンビニで冊数を買増すために両方で買ってきました。

それから、該当する指定基準は、1 番目から 3 番目は、「著しく性的感情を刺激し」というところですが、4 番目の「裏ワザ大全」は少し違いますので、ご説明いたします。資料の 8 ページに、条例が載っております。その第 8 条第 1 項第 1 号では、「その内容が、青少年に対し、著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著しく自殺若しくは犯罪を誘発するものとして」ということで一まとめに書かれており、それを受けて 1 1 ページの施行規則第 1 5 条で、まず「著しく性的感情を刺激するもの」というのが第 1 号にあります。これが今回の諮問図書の 1 番目から 3 番目で

ございます。しかし、諮問図書4番目につきましては、第3号「著しく自殺又は犯罪を誘発するもの」として「次のいずれかに該当するもの」ということで、第15条第3号のロ「自殺又は刑罰法規に触れる行為の手段を、模倣できるように詳細に、又は具体的に描写し、又は表現したものであること」に該当するのではないかとということで諮問をさせていただいております。

なお、これらの諮問図書類は、条例の規定に基づき、本審議会に先立ちまして、先週8日に図書類出版業界、取次業界及び販売業界等から意見を聴取しております。その結果については、配付資料の4ページから7ページにあります。

1番目の「ワンコ発情中」は、指定やむなしの意見が4名。その主な意見は「性交場面は比較的少ないが、男性器の描き方がかなり具体的」、「青少年には刺激がきついで成人マークが必要」などでございます。保留が3名。そして、指定非該当が8名。その主な意見は、「一部性器の描き方に問題があるものもあるけれども、該当箇所は少ない」、「性交シーンはあるが、修整されている」などでありました。

2番目の「やわらかおんなのこ」は、指定やむなしが8名。主な意見は、「性交場面、擬音や体液が多い」、「性的行為の描写は執拗かつ露骨で卑わい感も強い」などです。保留が3名。指定非該当が4名。その主な意見は、「性交箇所は多いが卑わい感がない」、「性器はすべて白抜きで、疑問がかなり多いものも絵柄もかわいくてコミカル」などでありました。

3番目の「背徳人妻 火遊び失樂園」は、指定やむなしが9名。その主な意見は、「女性の陰毛が卑わいで、男性器の消しがかえって具体的」、「ほぼ全編にわたり性描写である」などでした。保留が1名。指定非該当が4名。その主な意見は、「今どきの青少年を刺激するとは思えない」、「体液や性交の描写は気になるが、性器自体の修整はされている」などでした。なお、自社出版物のため意見表明なしが1名いらっしゃいました。

そして、4番目の「裏ワザ大全2012」は、指定やむなしが9名。その主な意見は、「犯罪の誘発につながり青少年にはふさわしくない」、「『技術的見地からの検証』などの注意書きはあるが、犯罪誘発性は十分にある」などでした。保留が5名。指定非該当が1名で、その意見は、「過去にも類似品があったが、それが模倣されて犯罪に至ったという事例は聞いていない」というものでございました。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいまの説明でご質問がございましたらお受け

いたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、図書の審査に入りますので、よろしく申し上げます。

(図書審査)

○会長 それでは、各委員から順次ご意見を伺いたいと存じます。■■委員から願  
いします。

○■■委員 全部指定でお願いします。特に4番目は、前期のときにもこういう本が  
出てきたと思いますけれども、これは子どもだけじゃなしに、大人に対しても、こ  
ういうものが存在していいのかなど。出版できないようにする、そういう対策も必  
要ではないかぐらいの気持ちではあります。

○■■委員 4誌とも指定やむなしと考えます。

○■■委員 私も4誌指定でお願いします。■■委員と同じで、4番目に関しては、  
出版界からの聞き取り内容でも「ネットでは無料で、さらに詳細な情報も得られ心  
配」ということが書いてある。こういうネットでの情報を消すということはできな  
いのですか。そのぐらいしてもいいかなと思います。

○■■委員 4誌とも指定すべきだと思います。

○■■委員 4誌とも指定でお願いしたいと思います。

○稲葉委員 4誌指定でお願いします。

○江上委員 4誌指定でお願いします。

○中村委員 4誌指定でお願いいたします。

○■■委員 1つずつ順番に言わせていただきます。1つ目は、確かにBLという雑  
誌の特異上、私は男性なので性的感情があまり刺激されないのかもしれませんが、  
とはいっても、他の雑誌に比べて、先ほどの付箋を貼った場所を見ても、明らかに  
単行本としての付箋している数はほかに比べて少ないという状況を考えますと、こ  
れは非該当でいいと思っています。

2番目の「やわらかおんなのこ」は、確かに性的感情を刺激する部分はありますが、委員会等における局の答弁でも、現状の条例自体が18歳でしか区分ができていないということを考えますと、基本的には、18歳のところでラインを見てほしいということが言われておりましたので、ちょっと微妙なラインだなと。つまり、18歳、いわゆる高校生の子たちが読んでいけないかどうかを考えると、ちょっと微

妙だなど。これは条例自体の不具合の問題があって、小・中学生なら確実に私も指定ですけれども、高校生まで含めて、それを完全に指定していいのかどうかというところで判断は迷いますので、私はこれは保留にさせていただきたいという気がいたします。

3番と4番は、指定該当でいいと思います。特に、4番は逆に成人指定ということをつけることによって、成人なら見てもいいという誤解を与えるのはいかなものかという気もいたしますので、むしろ販売中止ぐらいに追い込みたいというような気持ちであります。先ほど話が出ていたインターネットにつきましては、現状、技術的に不可能だと思います。というのは、この本の内容ではなくて、他の外国のサーバを使ったりして出しているものについては、日本の法律だけで取り締まれない部分もありますし、それは実はほかの性的なものも含めてですけれども、インターネット自体はなかなか厳しいだろうけれども、それはこれから考えていかなければいけないことだろうというのが意見です。

○■■委員 4誌とも指定でいいと思います。4番目については、三オブックスというのがどういう会社か私はわからないけれども、大体数年に一度、こういうたぐいのものが出ますが、これは店頭から消えてほしいという気持ちは同じですけれども、それを捕まえることはちょっと難しいのではないかという気がします。具体的には、発行停止のようなことは非常に厄介なことになりますので、お話に出ていたように、大人なら見ていいかというのも、むしろ大人が見たらさらに危ないという本なので、これは部数もたぶんものすごく少ないという気がしますし、指定をしておいて、ほぼ店頭からなくなればいいのではないかという気がいたします。

○■■委員 4誌とも指定でいいと思います。

○■■委員 同じく4誌指定でよいと思います。

○■■委員 私も4誌指定で結構です。

○中島委員 私も4誌指定をお願いします。

○会長代理 4誌指定で結構だと思いますが、1番目については、われわれは非常に露骨なもの見過ぎているせいか、今までのものと比べたらずいぶんソフトじゃないかという、業界の聞き取りにもありますけれども、この手の漫画については、売ってはいけないということではなくて、成人用というところで売るのがよろしいのではないのでしょうかと、そういう基準で考えて、事務局の方が諮問してこられたもの

に対して反対する理由はないと考えております。

- 会長 わかりました。1 番目については、非該当というご意見がお一方。それから、2 誌目が、保留というご意見がお一方でございますが、大方の皆様の意見が4 誌とも指定に賛成ということでございますので、そのように諮問してよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 会長 それでは、4 誌指定ということで答申をさせていただきます。

議事(2)に移らせていただきます。事務局から「条例に基づく事務の施行経過」について、ご説明をお願いいたします。

- 青少年課長 1 3 ページは、前回の審議会以降の当事務局の動きについてまとめております。指定図書類の通知、あるいはインターネットに関する講習会等の実施、各種立入調査等の状況でございます。

続いて、1 4 ページは優良映画の推奨実績ですが、昨年4 月からの優良映画の推奨は計8 本であります。

1 5 ページ、1 6 ページは、本年度の不健全図書類の指定実績で、先月までで計3 1 誌であります。

続きまして、1 7 ページは、青少年健全育成協力員の活動状況ということで、現在、8 6 6 名の協力員のうち、先月報告があったのは2 1 4 名の方が8 2 4 店舗について各種の調査をしているという状況でございます。そこから通報があったものにつきましては、事務局で必要な立入等を実施しているという状況でございます。

併せまして、1 8 ページは、事務局で書店、カラオケボックス、漫画喫茶、古物商等々、関連する事業所へ立入調査をした結果を記載しております。それぞれ不適切な扱いがあったものについては、指導を行っております。

1 9 ページは、自動販売機の届出状況等をまとめたものでございます。設置台数は2 7 9 台で、前月比で2 台の減少ということになっております。

以上でございます。

- 会長 ただいまの説明で何かご質問がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問等がございませんので、議事(3)「その他の報告等」について、事務局からご説明をお願いいたします。

- 青少年課長 報告の前に、先ほど議論がございました4 番目の諮問図書について、補

足説明をいたします。

これは大人にも売るべきではないとか、販売停止にすべきではないかというお話がございましたが、これが個人の具体的な犯罪を助けるものであれば、本を売ること、あるいは書くことそのものが犯罪の「幫助」として問題になる可能性があると思います。

ファイル共有ソフトの Winny の開発者が、著作権法違反の幫助に当たるとした事件で一審では有罪判決が出ましたけれども、最終的には、最高裁で無罪が確定しました。これは、簡単に言いますと、著作権法違反を助長している可能性はあるけれども、開発そのものが具体的な誰かの犯罪をピンポイントに狙って、あるいは大量に違反が行われることが初めから分かっていたながら共有ソフトを開発したわけではないということで、一審、二審で判決が分かれたのですが、最終的には無罪になったということです。

ですから、この手の本は、犯罪を助長するような内容であることは間違いないと思いますが、書いたから、売ったからといって、書くことそのものが犯罪ではない以上は、「表現の自由」や「出版の自由」の観点から販売そのものを規制することは現行法令においてはできないと考えられます。ただ、分別の未熟な青少年が読むと影響されやすいから、せめて子供の目の届くところに置くべきではないということで、今回指定をさせていただいて、区分陳列をしていく形になろうかと思います。また、■■委員からもご説明があったインターネット上のこの手の問題で、確かに外国にサーバがあったらどうかとか、いろいろ難しい問題がありまして、政府全体も含めて対応が後手後手に回っている面があるのかもしれませんが。ただ、インターネット協会というところで、インターネット上の違法、有害な情報というものについて、ネットユーザーから広く情報を集めているというものがあります。これは警察庁から委託を受けた事業の一環で、インターネットを利用している人が、載っていることそのものが犯罪である、あるいは載っていることは犯罪ではないけれども、こんなものを世の中にまき散らすのはいかがかという、ポルノ的なものも含めた有害情報については、インターネット協会にURLを送って通報する。そして、インターネット協会に必要な確認をして、犯罪情報であれば警察に情報提供しますし、犯罪ではないということであれば、インターネット協会から、その情報が載っている元のプロバイダなどに削除要請をするという仕組みはあります。あくまでこれは自主的な取組ですので、特に有害情報に

については、通報があったからといって直ちに削除されるわけでもありませんし、当然、有害情報を載せることは犯罪ではないので取り締まれるわけではありませんが、国でそうした取組があるということは参考までにご報告をさせていただきます。

資料の20ページでございます。都民の方からの申出ということで、条例に関係がある2件についてご報告をさせていただきます。

1件目は、残虐な描写のあるテレビアニメについてということです。具体的には、東京MXテレビで深夜に放送されている「未来日記」というアニメの中で、中学生が警察官を射殺して、逮捕もされずに無罪放免されているというような内容で、そんなものは犯罪を助長する、肯定するというもので容認できないという申出でございました。実際、当該場面を確認いたしました。犯罪を助長するというところまでには至らないのではないかと判断をしたところであります。これについては、放送倫理番組向上機構（BPO）に、情報提供をさせていただいております。

それから、2件目は、メールによる申出で、漫画雑誌のグラビアについてであります。具体的な申出の内容は、「ヤングマガジン」とか「ヤングジャンプ」といった漫画雑誌に、女性を裸にしているグラビアが載っている。そんなものはモラルにも反するし、未成年向けにいかがなものかというメールでございました。ただ、具体的に何月何日号とかは不明でしたが、事務局で最新の青年向け漫画雑誌を何冊か購入して確認した結果、水着もつけていないような裸のグラビアは少なくとも載っておりませんでした。

それから、前回議事録につきましては、皆様に確認をさせていただいた上で配付しております。必要な伏せ字などを行った上で、既にホームページ及び都民情報ルームにおいて公表しております。

次回3月の審議会は、諮問予定の映画が1本ございます。作品名は「アンネの追憶」というものであります。試写会は、1回目が2月22日の水曜日、2回目は27日の月曜日、いずれも3時半から行います。

○会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご質問等がございましたらどうぞお受けいたします。

○■■委員 説明に対する質問から離れてもいいですか。

○会長 はい。

○■■委員 不健全図書に指定された図書が都庁のどこかで今見られる仕組みになって



いると思うのですが、それを見に来ている人がどのぐらいいるかということについてご報告をいただければと思います。

○青少年課長 見させてくれということで来た方は全体で3、4件いらっしゃいます。年齢確認をした上で、18歳以上の方に閲覧をしていただいているという状況でございます。

○■■委員 3、4件というのは、どのぐらいの期間ですか。

○青少年課長 昨年8月以降、約半年の間に3、4件でございます。

○■■委員 了解しました。

○会長 ほかにご質問は。

○■■委員 先ほどの4冊目の話で、ここは青少年健全育成審議会なので、答申という形で指定してくださいという形で出すのでしょうかけれども、もし可能であれば、これは相当悪質だと思われるので、本の中には「防犯意識を高め」とか何とか書いていますけれども、実際の記事をちゃんと読むと、その記事の内容どおり見事にできてしまうみたいな、明らかにこれは簡単にできるよみたいなことも普通に書いてありますし、そう考えると相当悪質だなという気がしますので、そういう意見を付することができるのかどうかということです。つまり、諮問への答申にプラスαの意見を付けることができるかどうかという確認が1つ。

それから、たぶん20年以上前ですが、たしか「悪のマニュアル」という本があって、当時は、コインに何かを巻いて自販機に入れてお釣りを出せば5円玉が500円玉になるみたいな話があったり、あるいは、何かをコインの口から流し込むと、機械が故障してジャラジャラお金が出てくるとか、そのような手口が山ほど載っているものがあったり、自殺のマニュアルというのもあったか、一番苦しまずに死ぬ方法が山ほど載っている。この辺の本は、たしか発禁処分になったのではないかと思うのです。もしくは、裁判で争って、最終的な結論を私が知らないだけなのかもしれませんが、一回どこかで発売が中止になるような騒ぎがあったように記憶しているのですが、それももしわかれば、その2点を教えていただきたいということです。

○青少年課長 2点目については、過去の類似のものが、東京都に限らず、どういう経緯があったかについては、可能な限り確認して来月ご報告させていただきたいと思います。

1点目につきましては、条例上の扱いとしては、あくまで不健全図書としての指定

ですので、例えば公示文書に特に「悪質」とかを付けることはできないと思います。ただ、諮問に対する答申ということで、今回既に答申をいただいたということになるかもしれませんが、この審議会として、都に対して附帯決議のようなものを審議会の方のご意見として都にいただくということは可能かもしれません。ただ、この本につきましても、指定後に発行業者を呼びまして、委員会での委員の方のご発言等も含めて、指導を当然していくということにはなっておりますので、今、委員からあったことについても出版社には伝えたいと思っております。

○■■委員 会長にお願いしたいのですけれども、皆さんに聞いた上でですが、もし可能であれば、公表されるか否かは別として、審議会として、この4冊目については、これは大人が読むべきものでもないというような少し強めのきちんとした意見を付すことを諮っていただきたいのですが。

○会長 それでは、ほかに意見がございましたら。

○■■委員 大人も読むべきではない、ろくな本ではないことはもちろん承知の上ですが、ただ、当審議会はそのことを審議する会ではないので、私たちの権限を逸脱した話だと思いますので、そうすべきでないと思います。

○会長 ほかにご意見ございますか。

○会長代理 議論が非常に複雑になるというか、違う方向にいきかねないというところもありますので慎重にしたほうがいいと思います。というのは、■■委員がおっしゃったように、われわれは基本的には表現の自由とのギリギリのところの中で、出版物に対して、だめだという権限はなく、もともと事務局からの、こちらからこちらは成人向け、こちらからこちらは一般図書という区分陳列までの権限の中で、諮問内容がいき過ぎかどうかをチェックするのがわれわれの立場でありまして、この手の犯罪を助長しかねない本が諮問されてきたときに、販売そのものを停止させるような意図をもって不健全図書に指定するというのは、やはりこの審議会の役目ではなく、しかも、東京都の条例に対して批判的な意見をお持ちの方から、やはりそういう意図の審議会ではないかと思われかねないところがありますので。

○会長 ほかにご意見は。

○■■委員 来月に報告があると思いますけれども、「完全自殺マニュアル」を含めて、発禁になったということは聞いていません。発禁処分になるというのは、刑法第175条違反の容疑以外ではちょっと聞いたことがないですね。ただ、「完全自殺マニユア

ル」は、都に指定されたことによって、新聞を含めて、いろいろなところが取り上げましたので、すごく話題になったんですね。ですから、先ほど申し上げたように、出版社は私知りませんが、これももしかすると指定することによってすごく話題になるたぐいの本だろうと思います。それで、一般の人が議論すれば、それでいいのではないか。日本の場合は、どなたかが判断しようと、発禁というのは簡単にできることではありませんので、まずないと思います。

○■■委員 ちょっと誤解がないように。私は別に発禁処分にしろという意見を付けてくれという意味ではなくて、要は、これは成人指定ですという形でただ出すのではなくて、成人指定したことによって認めたことになるという誤解を産みたくないということです。別に大人が見ていいというレベルではないという意見を付したらどうかという意見です。ただ、■■委員がおっしゃることも確かにそのとおりだと思います。この審議会の役目は、あくまで分けるところだということであれば、付けないという判断であれば、別にそれがだめだと私は思っています。1つの提案として出しただけですから、そういう判断でいくというのであれば、それはそれでいいと思います。

○会長 ご意見として承りました。

それと、先ほど各委員からご意見を伺った際に、4番目については、大人でもだめだというようなご意見もございまして、これは当然、議事録に載ることになるので、審議会で意見を付すということではなくて、正確な議事録で都民の皆様方にもお読みいただくというところではいかがかなというふうに思います。もしこういうことが重なってくるようでしたら、また改めて、この審議会の役割としていかがなものかというあたりは考える必要があるのかどうかということですね。前回、たぶん自殺のマニュアルについても指定をして、■■委員が先ほどおっしゃったように、年に何回かこういうたぐいのマニュアル本のようなものが出てきますけれども、ほとんど指定という形で出てきておりますので、そういう経緯も見ながら、今回もそういうことではいかがかなというのが私としての提案でございます。いかがでございましょうか。

(「結構です」の声あり)

○会長 それでは、議事録ができた段階で改めて委員の皆様にご覧いただき、都民の皆様にご覧いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これ以外に何かご意見、ご質問等がございましょうか。

(■■■専門委員入室)

○会長 それでは、ご質問等がございませんようでしたら、本日の議事はこれで終了させていただきますけれども、実は前回お話し申し上げたように、きょうは専門委員の■■■■委員にお越しいただいておりますので、ご紹介をさせていただきたいと思えます。専門委員として、昨年10月に知事から委嘱をされましたが、新基準として指定しようとする図書類が出てきておりませんので、これまでこの会にご出席はしていただかなかったのですが、今回ご出席をいただいて、皆様方と顔合わせということでご紹介をしたいと思えます。事務局から簡単に経緯を改めてご説明いただけますか。

○青少年課長 では、過去の経緯をご説明いたします。

平成22年の第4回東京都議会定例会におきまして、青少年健全育成条例が改正をされました。その議決された際に、いわゆる新基準第8条第1項第2号の規定の適用に当たっては、作品を創作した者が、当該作品に表現した芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性等の趣旨を酌み取り、慎重に運用することという附帯決議が議会で行われました。それを踏まえまして、条例の第8条第1項第2号に該当するものとして、同項の指定をしようとする図書類がある場合には、当該作品に表現した芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性等の趣旨を調査してご説明いただくために、漫画・アニメーション等に関して見識を有する方の中から、この審議会に専門委員を置くことができるという規定が条例上ございますので、昨年来より出版倫理協議会の方などと協議を重ねまして、昨年10月1日付けで■■■氏を専門委員として委嘱した、そういう経緯でございます。

○会長 ありがとうございます。■■■委員、どうぞ自己紹介と専門委員としてのお考えなどがございましたら、お話をいただければと思います。お願いします。

○■■■専門委員 私は昭和41年に■■■書店に入社しまして、45年間、編集に携わってきました。当社はほとんどコミックの出版社ですから、少年誌、成年誌、少女誌という形で編集に携わってきました。昨年の8月いっばいで退職いたしまして、専門委員の委嘱を受けまして、きょうご紹介という形で出させていただきました。

専門委員というのは初めてのことでございますけれども、作家さんたちは、表現の自由並びに芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性というようなものは常に頭に描いて創作していると思えます。それに含めまして、担当の編集者がやはり同じような形で、何か

あれば担当が先生に注意したりという形で創作しておりますので、創作者自身が一番気にしているところだと思います。表現の自由と併せもっていろいろあると思うのですが、何かあったときは、それに鑑みて、スタッフの形ではなくて、公平に専門委員としてやっていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。ほかに何か特にご質問がございませんか。

○会長 では、本日はこれで終了させていただいてよろしゅうございましょうか。

次は3月12日の月曜日でございます。議会中でお忙しいと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

午後4時25分閉会